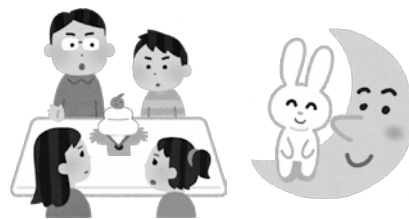


国民年金だより



遺族基礎年金はどんな時に受給できるの？

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した人によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」が受給できます。

※子…18歳になって最初の3月31日までの子、または、20歳未満で障がい年金の障がい等級1級または2級の状態にある子。ただし、婚姻していない子に限ります。

対象となる人

◇亡くなった人(いずれかに該当)

- ① 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ② 60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者で、日本国内に住所を有していた人が死亡したとき。
- ③ 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が死亡したとき。

※③④については、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間が25年以上ある人に限ります。

◇受け取る人

亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」

受給するための要件

亡くなった人が①、②の場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間(厚生年金の被保険者期間、共済組合員期間を含む)と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

なお、亡くなった人が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※請求する人により添付書類や請求先が異なりますので、詳しくは窓口にてご相談ください。

遺族基礎年金額(年額)

◆子が受ける場合

- 1人のとき…… 777,800円
- 2人のとき…… 1,001,600円

※子が3人以上の場合は、子が2人のときの額に74,600円を加算(1人あたり)

[例] 子が3人: 1,001,600円 + 74,600円
(2人目までの加算額) (3人目の加算額)

◆配偶者が受ける場合

- 子が1人いる配偶者…… 1,001,600円
- 子が2人いる配偶者…… 1,225,400円

※子が3人以上の場合は、子が2人の配偶者の額に74,600円を加算(1人あたり)

[例] 子が3人: 1,225,400円 + 74,600円
(2人目までの加算額) (3人目の加算額)

“MCS”を知っていますか？

化学物質過敏症(MCS)とは、ごく微量の化学物質に反応して、体調不良を起こす疾病です。発病のきっかけや症状、その重さについては個人差が大きいことが特徴で、厚生労働省の病名リストに登録されています。発症者の多くは自覚症状がなく、傷病自体があまり知られていない病であるために、「精神疾患」と誤診されることもあり、症状を悪化させてしまうケースも多いとみられます。MCSの症状によって日常生活を送るのが困難になった人は、障がい年金受給の対象となる場合があります(原則、障がい年金は65歳になる前に請求が必要です。65歳を過ぎた場合は請求方法が限定されます)。

以下の①、②どちらかに該当する場合は、障がい年金を請求できます。

- ① 初診日から1年6か月後(障がい認定日)に障がい年金の等級に該当した場合
- ② 障がい認定日(原則として初診日から1年6か月後)時点では障がい年金の等級に該当しないが、その後症状が悪化し、障がい年金の等級に該当した場合



● 遺族基礎年金・障がい年金についてのお問合せ先 ●

医療保険課 年金係(☎内線1031・1032) / 直方年金事務所 0949-22-0891

※障がい年金の相談は、各支所では行っていません。本庁または年金事務所での相談となります。